

日本での難民保護の 現状と課題

 認定NPO法人 Japan Association for Refugees
難民支援協会

支援事業部マネージャー
新島彩子

内容

1. 難民支援協会の活動
2. 日本における難民の状況
3. 日本の難民をめぐる近年の動き
4. 包括的で公平な難民保護制度の確立に向けて

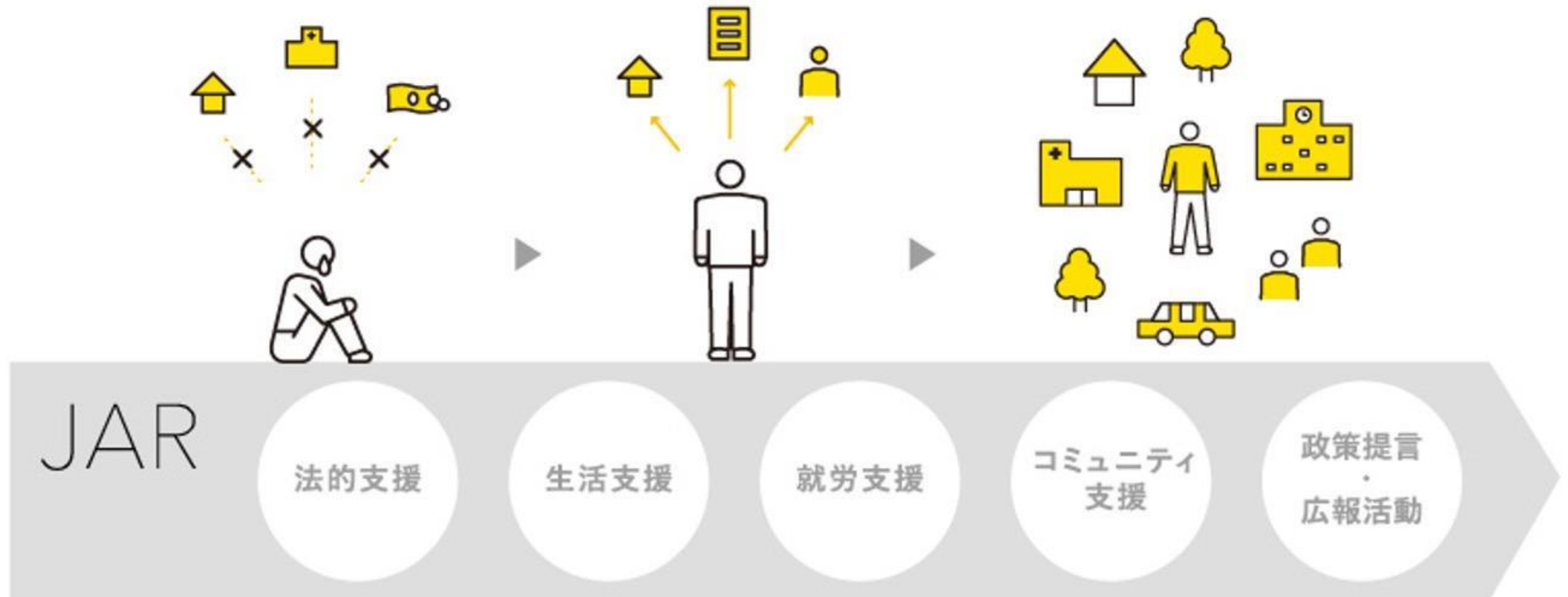
The world's most neglected displacement crises in 2020

- 1. DR Congo
- 2. Cameroon
- 3. Burundi
- 4. Venezuela
- 5. Honduras
- 6. Nigeria
- 7. Burkina Faso
- 8. Ethiopia
- 9. Central African Republic
- 10. Mali



<https://www.nrc.no/shorthand/fr/the-worlds-most-neglected-displacement-crises-in-2020/index.html>

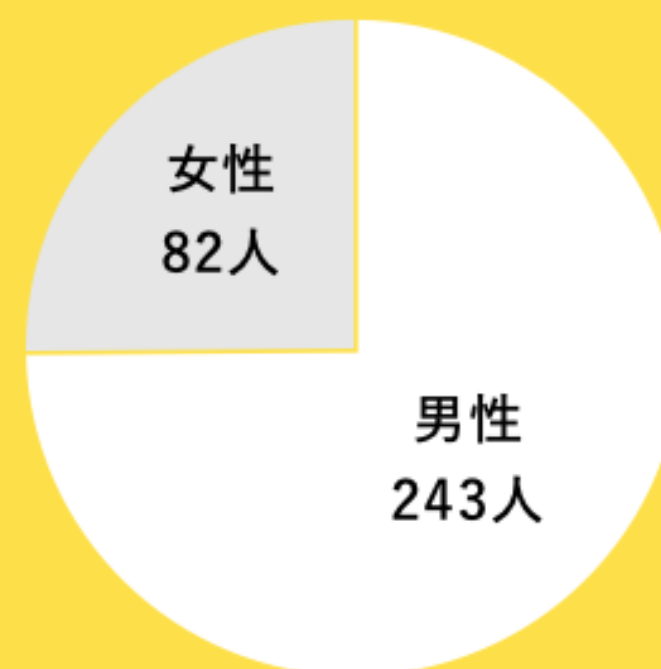
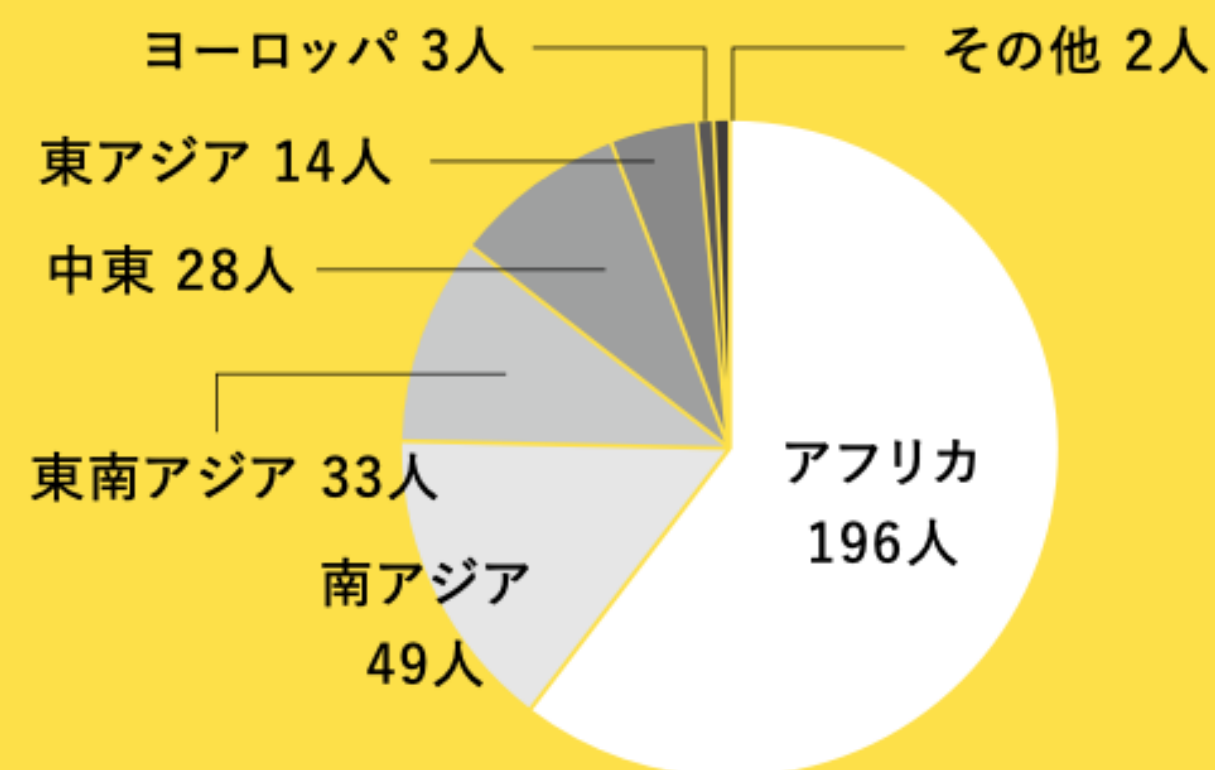
1. 難民支援協会の支援活動



ビジョン: 難民の尊厳と安心が守られ、ともに暮らせる社会へ

325人 1,300件

難民申請の手続きや日本での生活についてカウンセリングを行い、対面で個別に支援を提供しました。
→ P.6-9



[法的支援]
318件

事務所
268件

外部50件

[生活支援]
732件

事務所 582件

外部150件

[就労支援]
250件

事務所など
250件



748人 5,458件

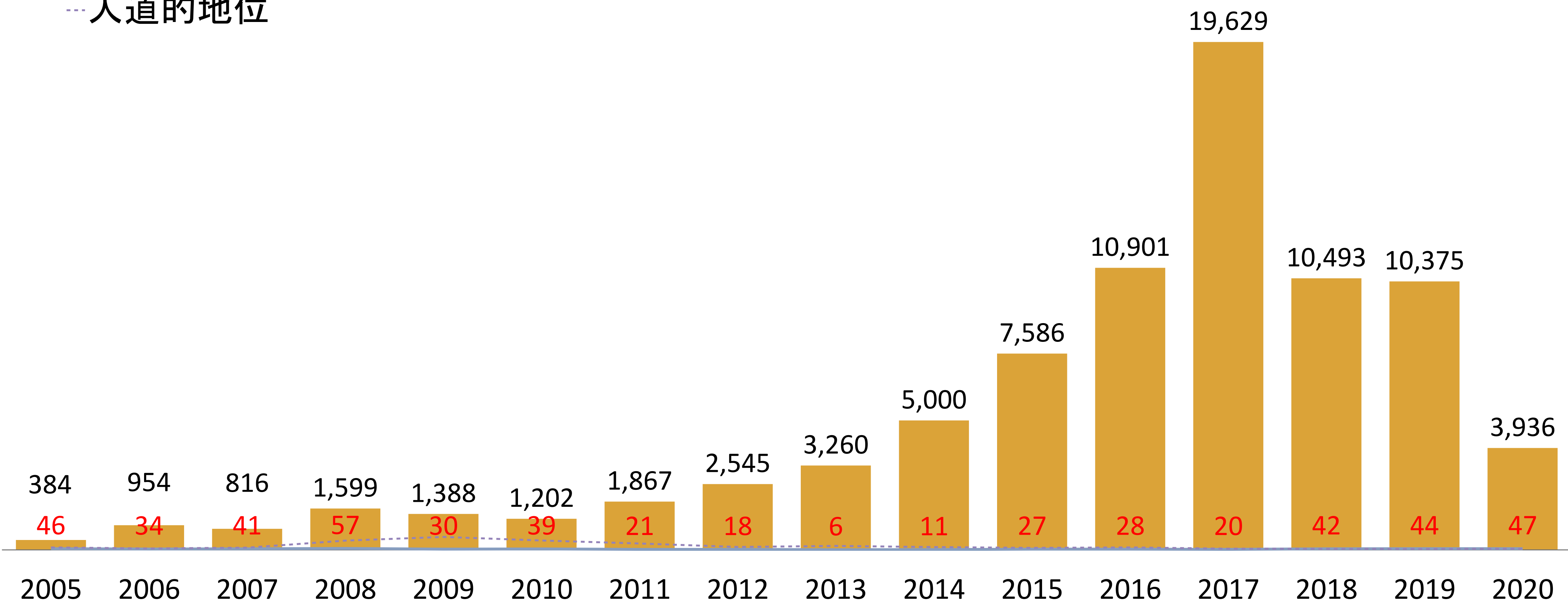
そのほか、コロナ禍で難民が事務所に来られない、事務所に来ることが感染リスクとなるなどの状況から、電話やメールなどを用いてリモートでの相談・支援も行いました。
※リモートで対応した人数です。事務所で対応した人も、リモートで別途対応した場合はカウントの対象としています。

日本における難民の状況

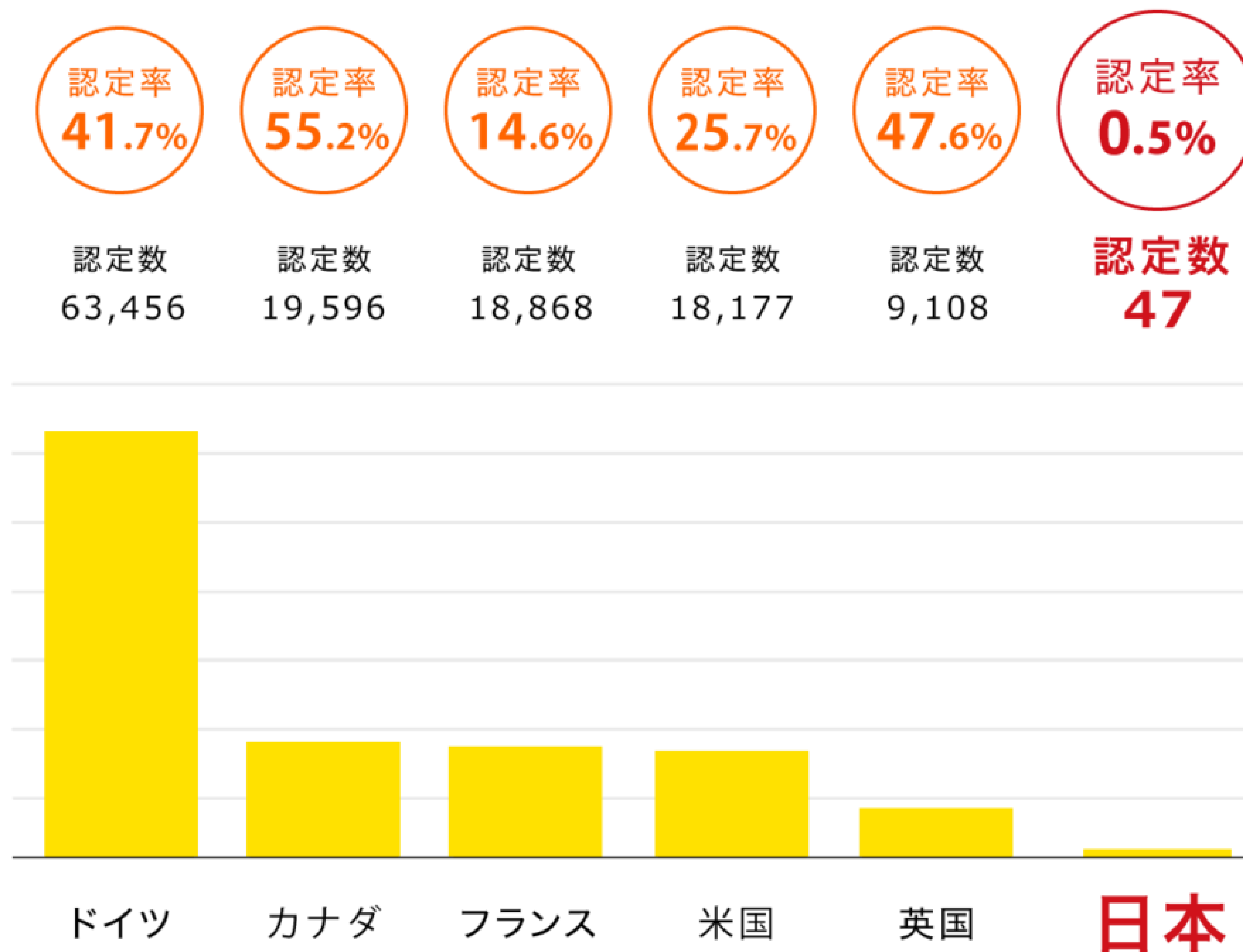


難民申請・認定数推移

■ 難民申請数
— 難民認定数
... 人道的地位



難民認定:日本と世界の比較(2020)



※認定率は Convention Status ÷
(Decisions during 2020 Total –
Otherw. Closed)

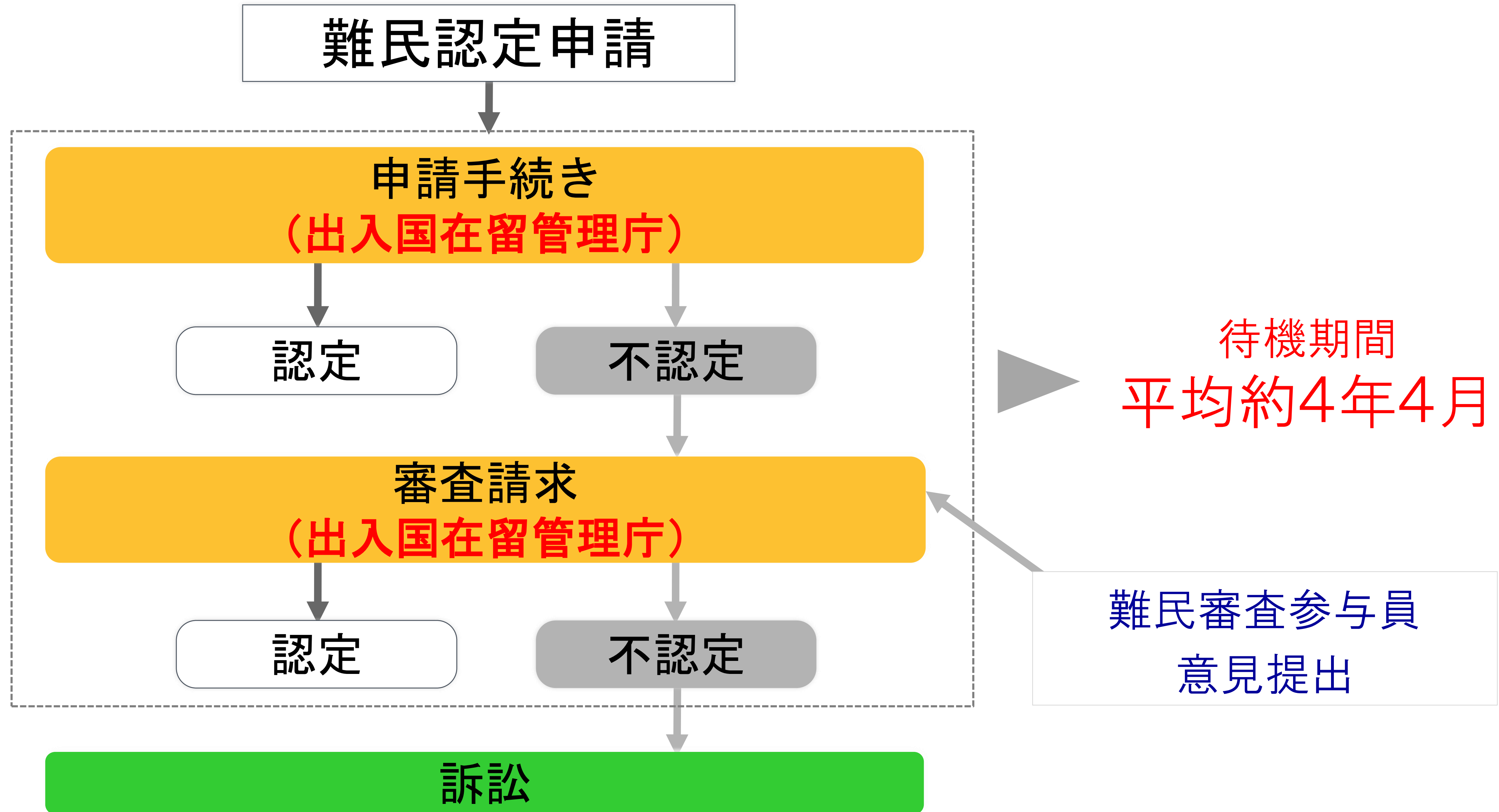
シリア出身者の庇護状況（2011～2020年）

	決定数	難民認定数	難民認定率	庇護数	庇護率
ドイツ	796,950	440,595	61%	671,799	94%
フランス	27,313	10,979	41%	23,211	86%
イギリス	14,122	10,747	85%	10,914	86%
アメリカ	7,654	4,873	84%	4,878	84%
カナダ	5,326	4,322	93%	4,322	93%
オーストラリア	859	650	78%	650	78%
日本	98	22	22%	96	98%

決定数＝難民認定や不認定等の結果が出た人の数

出典： [UNHCR Refugee Data Finder](#)、全国難民弁護団連絡会議データから作成

難民認定:難民申請手続きの流れ



難民認定:審査基準の課題

例：迫害の定義

UNHCR・難民認定基準ハンドブック：

生命または自由に対する**脅威、人権の重大な侵害、特定の差別の累積**

VS

東京地判・平成23年10月27日：

通常人において受忍し得ない苦痛をもたらす攻撃ないし圧迫であって、

生命又は身体の自由の**侵害又は抑圧**を意味するもの

- ・ 信憑性の評価
- ・ 難民条約の解釈

難民認定:適正手続保障の課題

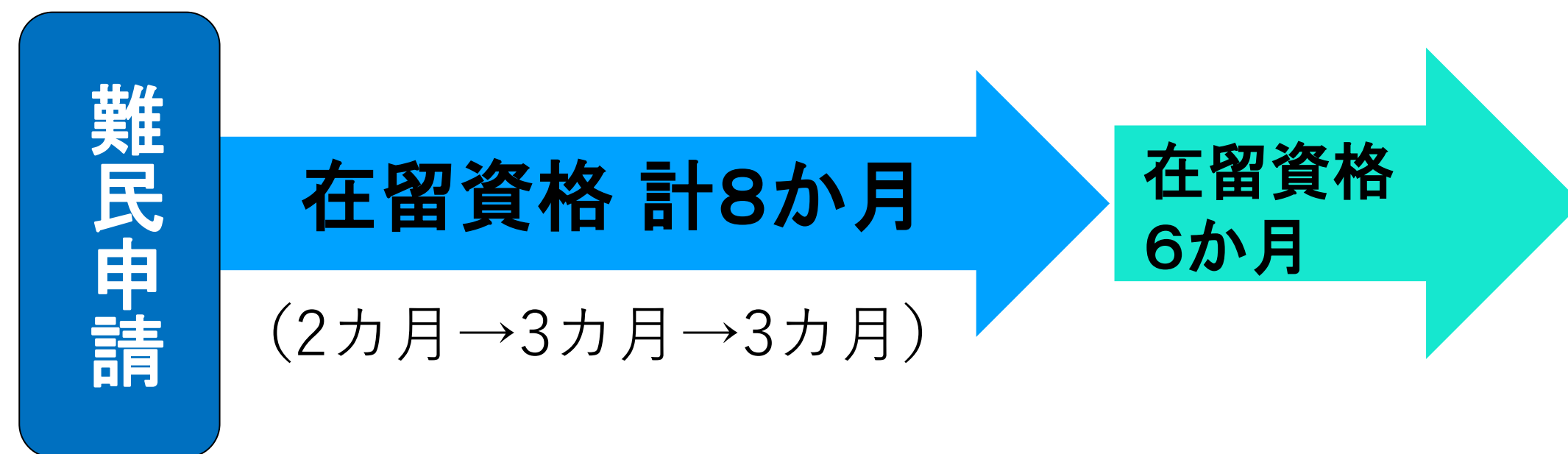
- 行政手続法の適用外
- 一次審査の代理人同席不可
- 立証責任は申請側が負う
- 不服申立て手続きの独立性

各国比較：一次審査におけるインタビューの実施方法		
	1. 弁護士同伴の可否	2. 録音・録画の有無
Australia	○	○
Canada	○	○
France	○	○
Germany	○	○
Japan	×	×
New Zealand	○	○
Republic of Korea	○	○
United Kingdom	○	○
United States of America	○	×

難民研究フォーラム調べ（2019）

日本に暮らす難民の生活状況

- ① 難民申請時に在留資格がある場合 (※D2案件の場合) ② 難民申請時に在留資格がない場合



在留カード	×	-----→	○
住民登録*	×	-----→	○
就労	×	-----→	○
国民健康保険*	×	-----→	○

* 仮滞在の場合は可能



在留カード	×	-----→	
住民登録*	×	-----→	
就労	×	-----→	
国民健康保険*	×	-----→	

収容の可能性 -----→

難民申請者への公的支援

	保護費	ウクライナ難民への支援
対象	生活に困窮する難民申請者（2020年度は357人。2020年の難民申請者は約4,000人）	身元引受のない者
生活費 （1日あたり）	1,600円	一時滞在施設：1,000円＋食事提供 一時滞在施設から出た後：2,400円
住居支援	住居費として月4万円（単身世帯）を支給、もしくは難民認定申請者緊急宿泊施設に入居（2020年度の入居者は9人）	一時滞在施設の後、自治体や企業などが提供する住居で生活
その他	支援開始まで平均92日（2020年度） 医療費は必要に応じて国が実費を負担。	一時滞在施設から出る際、生活必需品購入のための一時金として16万円を支給。 医療費・日本語教育費などは必要に応じて国が実費を負担。

難民申請者への公的支援



*出典：質問主意書

新しい運用で最長8か月は就労禁止

日本で直面する困難

- 不安定な法的資格
- 生活の困窮
- 住居確保の難しさ
- 日本語/文化への不慣れ
- 就労へのハードル
- 医療アクセスの難しさ
- 子どもと教育・子どもの将来
- 女性としての脆弱性
- 収容のおそれ



イメージ

日本の難民をめぐる近年の動き

難民認定制度の運用の見直し（2015,18年）

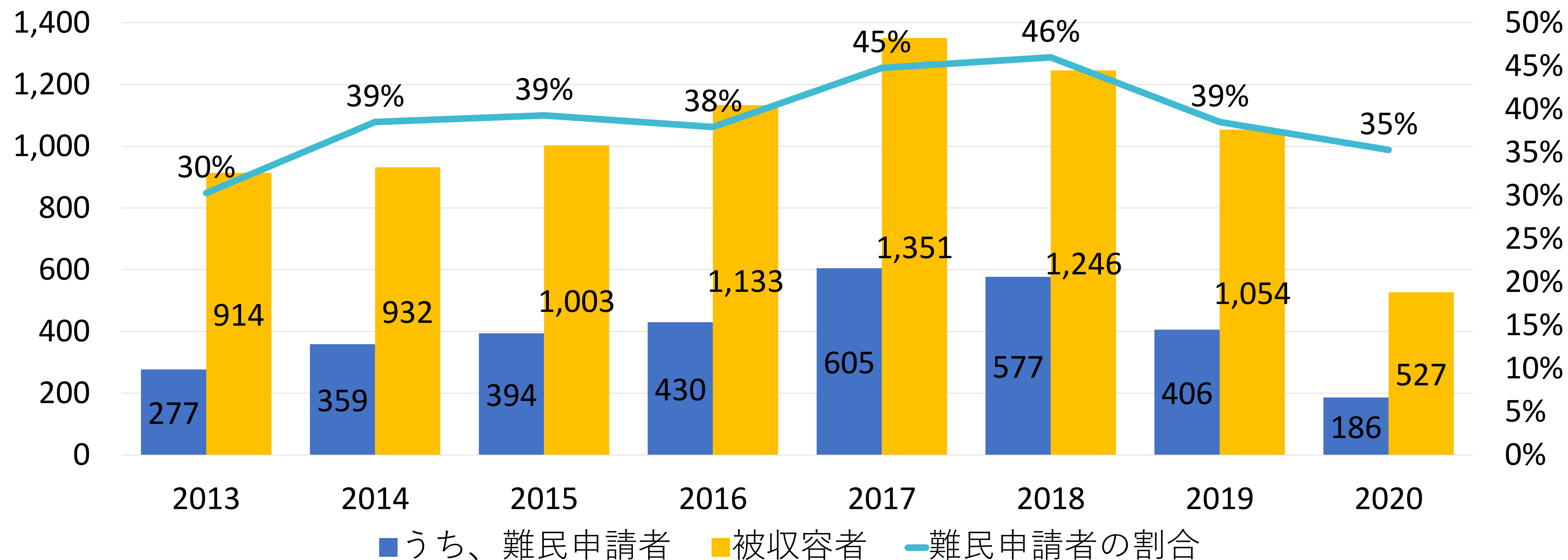
難民申請者数の増加の背景に「在留や就労を目的とした濫用・誤用的な難民申請がある」とし、申請者の一部に就労・在留制限を行う運用を開始。

	A案件	B案件	C案件	D案件	
内容	条約難民の可能性が高い	難民条約上の迫害に明らかに該当しない	再申請で正当な理由なく前回と同じ主張	D1*	D2：その他
件数（2020）	45	73	382	3,436	
割合	1.1%	1.9%	9.7%	87.3%	
在留資格 （初回申請）	特定活動 6 月 （就労可）	就労・在留制限	—	特定活動 3 月 （就労不可）	特定活動 3 月×2 回 （就労不可） → 6 月（就労可）
在留資格 （複数回申請）			就労・在留制限	在留制限	

*D1：本来の在留活動を行わなくなった後に難民認定申請、出国準備期間中に難民認定申請

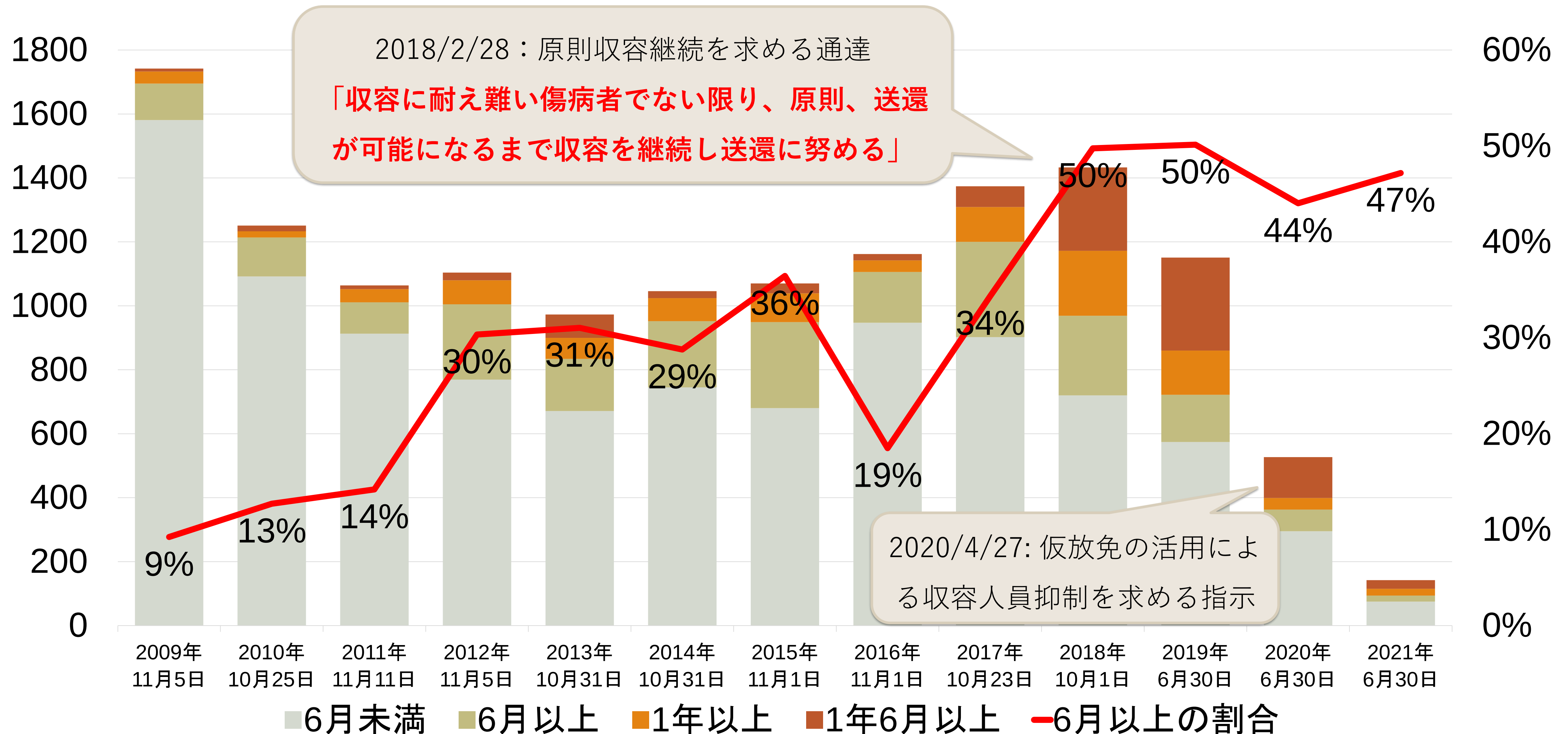
難民申請者の収容

難民申請中の被収容者数



国際的な原則：入管収容は最後の手段としてのみ使用し、代替措置を迫及すること
安全で秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクト（GCM）（2018年）目的13

難民申請者の収容：収容の長期化



難民申請者の送還

難民条約第33条第1項（ノン・ルフールマン原則*）：締約国は、難民を、いかなる方法によっても、人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見のためにその生命または自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放しまたは送還してはならない。

⇔2021年入管法改正案（閣法／成立見送り）：送還停止効の例外規定の創設

- 対象①：3回目以降の難民申請者について、自動的に例外規定を適用。ただし、「相当の理由がある資料」を提出した場合はその限りでない。
- 対象②：1回目の難民申請者について、無期若しくは3年以上の懲役若しくは禁錮に処せられた者などに例外規定を適用。

#難民の送還
ではなく保護を

「# 難民の送還ではなく保護を」 キャンペーン開始！

ハッシュタグ「# 難民の送還ではなく保護を」のもと、法案の問題について
伝えるとともに、賛同の声や法改定に反対する声を皆さまから募集します。



ハッシュタグに寄せられたメッセージ

命の危険があるところから必死の思い
で逃れてきたのに、追い返される。想
像してみてください。人の命は等しく尊
い。守られて当然。

命の危険から逃れてきた人を再び命に
関わる可能性にあわせないために。慎
重な審議を求めます。

- 難民保護の理念に反する形で、送還停止効に一定の例外を設けることは許されない。
- 本来、難民と認められるべき人の多くが認定されていない日本の難民認定制度において、このような規定を設けることは、迫害を受けるおそれがある出身国に難民が送還される可能性を高めるものとして許されない。
- 最優先すべきは、送還の促進ではなく、難民認定制度の改善である。

（難民支援協会「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対する意見」）

難民申請者の送還とウクライナ難民の受け入れ

- 2021年入管法改正案（閣法）における「準難民／補完的保護」の定義

第2条3の2 補完的保護対象者 難民以外の者であって、難民条約の適用を受ける難民の要件のうち迫害を受けるおそれがある理由が難民条約第1条A（2）に規定する理由であること以外の要件を満たすものをいう。

→「人種」「宗教」「国籍」「特定の社会的集団の構成員であること」「政治的意見」以外の理由によって、迫害を受けるおそれがあるもの

…難民認定における限定的な解釈（「迫害」の定義や「個別把握」など）がそのまま適用されるのでは？

…紛争難民が保護対象として明記されないのはなぜ？

…拷問等禁止条約や自由権規約に基づく保護は行わないのか？

包括的で公平な難民保護制度の確立に向けて

- 難民として認定するべき人を認定するための法制度の整備：国際基準に則った難民条約の解釈、審査の独立性や専門性の担保
- 日本での庇護を希望する全ての人を包括した支援制度の確立

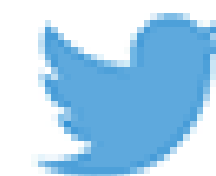
「特定の国からの庇護希望者には異なった優先的な基準を適用しており、他国の出身で国際的保護が必要である庇護希望者は強制的に危険な状況に戻されている（中略）委員会は、締約国が**標準化された庇護手続**及び**すべての難民による公的サービスに対する平等な権利**を確保するために必要な施策を講ずることを改めて勧告する。これに関連して、委員会はまた、**すべての庇護希望者の権利、特に適当な生活水準や医療ケアに対する権利**が確保されることを勧告する」

——人種差別撤廃委員会第76会期（2010年2月15日－3月12日）[「本条約第9条に基づき締約国より提出された報告の審査：人種差別撤廃委員会の総括所見」](#) パラグラフ23。

THANK YOU



www.refugee.or.jp



ja4refugees



ja4refugees



難民支援協会
(JAR)

